

評議員会規則

(総則)

第1条 当財団の評議員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(構成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(決議事項)

第4条 評議員会は、次の事項を決議する。

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 代表理事及び業務執行理事の選定
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑧ その他評議員会で決議するものとして法令、又は定款で定められた事項

(招集)

第5条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集手続)

第6条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項、及び法令で定める事項を記載した書面をもって通知を發しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

2 評議員長は、評議員の互選をもって定める。

(決議)

第8条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第9条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第10条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(付則)

この規則は、平成23年6月3日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年4月27日

改正 平成23年6月3日

改正 平成23年10月24日